

県議会が保有するデータのオープンデータ化について

1 オープンデータ化の取組について

(1) オープンデータの概要 (国「オープンデータ基本指針」から一部抜粋)

- 国、地方公共団体（中略）が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータ。
 - ・営利目的、非営利目的を問わず、二次利用可能なルールが適用されたもの
 - ・機械判読に適したもの
 - ・無償で利用できるもの
- 公共データの二次利用可能な形での公開とその活用を促進する意義・目的は、官民協働の課題解決・経済活性化、行政の高度化、効率化などにつながるとされている。

(2) 国の取組

平成28（2016）年5月、国では、官民データ活用推進基本法を施行し、国・自治体のオープンデータの取組を義務化した。また、平成29（2017）年5月、「オープンデータ基本指針」を策定し、各府省が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則化した。（個人情報が含まれるもの、公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等を除く。）

(3) 県の取組

県では、行政データを活用して新たなサービスの創出や地域の課題解決を目指し、平成27（2015）年11月、「神奈川県オープンデータの推進に関する指針」を策定して、オープンデータを推進している。また、平成28（2016）年3月、県のホームページ上に「神奈川県オープンデータサイト」を開設し、各所属の負担と公開の必要性を考慮したうえで、次のデータは原則オープンデータとして公開している。

- ・統計データ
- ・民間ニーズのあるデータ

（個人情報が含まれるもの、公共の安全、秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの、法人や個人の権利利益を害するおそれがあるもの等を除く。）

2 県議会のオープンデータ化の方向性

「開かれた県議会」を目指し、県議会のデジタル化を推進するため、県議会が保有するデータのオープンデータ化を図っていく。

まずは、現在、県議会ホームページで公開しており、データ形式上も可能な「神奈川県議会会議録検索システム」を、準備が整い次第、オープンデータ化する。